

会 議 録

会 議 の 名 称	弘前市指定管理者選定等審議会	
開 催 年 月 日	令和3年7月29日(木)	
開 始 ・ 終 了 時 刻	9時00分 から 10時25分まで	
開 催 場 所	弘前市民会館 2階 第一小会議室	
議 長 等 の 氏 名	森岡 欽吾	
出 席 者	委員 森岡 欽吾(会長) 委員 後藤 千登世 委員 飯島 裕胤 委員 小林 太郎 委員 菊池 励美	
欠 席 者	なし	
施設所管部職員の 職 氏 名	(弘前市立図書館等) 教育部長 鳴海 誠 生涯学習課課長 原 直美 生涯学習課課長補佐 山崎 宏 生涯学習課主事 三上 洋子 生涯学習課 図書館・郷土文学館運営推進室室長 高橋 晋二 図書館・郷土文学館運営推進室総括主査 神 秀憲 (鳴海要記念陶房館) 教育部長 鳴海 誠 博物館館長 石岡 博之 博物館館長補佐 小林 純子 博物館主幹兼運営係長 高橋 貢 博物館主査 大高 堅壺 (旧藤田家住宅) 教育部長 鳴海 誠 文化財課総括主査 村上 真知子 文化財課主事 清野 優雅	
事務局職員の 職 氏 名	管財課課長 工藤 浩 管財課課長補佐 原子 覚 管財課施設マネジメント係主幹兼係長 坪田 幸治	

	<p>管財課施設マネジメント係主査 富田 正史 管財課施設マネジメント係主事 工藤 寛明</p>
会議の議題	<p>案件</p> <p>1. 弘前市立図書館ほか計6施設の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等について</p>
会議結果	<p>1. 弘前市立図書館ほか計6施設の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等について</p> <p>(1) 弘前市立図書館等 弘前市立図書館等の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。 (附帯意見) 貸出者数のみを成果指標とするのではなく、事業者に施設としての利用促進を求めるとともに、それを評価する成果指標の追加を検討するものとする。</p> <p>(2) 鳴海要記念陶房館 鳴海要記念陶房館の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。</p> <p>(3) 旧藤田家住宅 旧藤田家住宅の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。</p>
会議資料の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・ 案件対象施設及び指定管理者候補者選定方法一覧 (資料1) ・ 指定管理者制度に係る今後のスケジュール (資料2) ・ 指定管理者制度の導入に係る方針 (資料3) ・ 弘前市指定管理者選定等審議会委員名簿 (資料4)

会 議 内 容

【以下、施設所管部からの説明、質疑等の概要】

(議長)

全体の概要について、事務局の説明を求める。

(事務局)

本日審議する施設は、一覧に記載のとおり弘前市立図書館ほか計6施設となっている。これは、令和4年3月31日をもって現在の指定管理期間が満了するため、今年度更新手続をとるものである。

なお、選定方法は、弘前市立図書館等は公募、鳴海要記念陶房館及び旧藤田家住宅は非公募としている。

(議長)

弘前市立図書館ほか計6施設の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等について、審議を行う。

会議の進め方は、資料1により、募集グループごとに、施設所管部からの説明及び質疑を行い、審議することとする。

それでは、教育委員会から、弘前市立図書館等の選定方法等について説明をお願いします。

<施設所管部 説明>

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

成果指標における貸出者数の目標値について、直近の数値を根拠に定めているが、現指定管理期間における目標値がかなり高い数値であったのか。今回の目標値は実績に応じて下げたように感じる。

(施設所管課)

平成29年度に指定管理者制度を導入してから一人当たりの貸出冊数の制限を廃止した結果、貸出者数が減少している。以前は、貸出冊数の制限があったので、たくさん借りたい人は家族のカードを使って、一度に数名分として貸し出しを受けていたため、貸出者数の実績が実態と異なる状況であった。平成29年度から達成度が下がっているのは、本来の実績に近いためである。人口が減少している中、貸出者数は現状維持でも割合としては高いため、直近の数値を根拠に目標値を算定している。

(委員)

平成 29 年度に貸出冊数の制限を廃止したことにより目標値に対する達成率が 81%になった根拠はあるのか。重複で借りている実態がどの程度あるかを把握していたのか。

(施設所管課)

平成 28 年度以前に、一回あたり何名分のカードで借りていたか統計がないため、検証することは難しい。

(委員)

検証できないのであれば、そう言い切れないのではないか。また、そうであれば現指定管理期間の目標値がおかしかったことになる。

(施設所管課)

現指定管理期間における目標値は、平成 28 年度に協議した時点での貸出者数を基にした数値である。現指定管理期間開始時には貸出冊数の制限があったが、その後、制限を廃止したため、利用者の利便が得られるようになった。

(委員)

貸出冊数の制限廃止の主導は。

(施設所管課)

指定管理者の提案である。

(委員)

その時点で目標値の再検討をするということもあったのでは。

(施設所管課)

当時、目標値の再検討をしていなかったため、未達成のまま推移したものである。

(委員)

平成 30 年度の実績が貸出冊数の制限廃止が完全に導入された実態の数値か。

(施設所管課)

貸出冊数の制限廃止が周知された影響も考えれば、平成 30 年度が実態に近い数値だろう。

(委員)

今後の目標値だが、令和元年度の新型コロナウイルス感染症の影響が出たところで、計画を立て直すということは不可能だが、今後の見通しは立てられるはず。次期指定管理期間における目標値を 4 年間の平均値により算出するならば、令和 4 年度、5 年度の 2 年間は新型コロナウイルス感染症の影響を受けるが、それ以降は影響受けないというシナリオを描いているのか。新

型コロナウイルス感染症の影響を踏まえると目標が低めになりすぎてしまわないか。

(施設所管課)

新型コロナウイルス感染症以外に貸出者数が下がっている要因として、弘前図書館の駐車場が1時間までしか無料にならないため、時間制限がない岩木図書館や、無料時間が長い駅前分室こども絵本の森に利用者が移っている。こういった状況を踏まえて、平均値で目標値を算定することが適切と考えた。

(委員)

それを含めても目標値が低いという疑念はある。本来は指定管理者制度を導入したのは、人口減少の中でも利便性を高めて利用者を増やしていくこともあっただろう。実際に指定管理者制度を導入した後で減った貸出者数を基準とするのはおかしく感じるので検討してほしい。

もう一つ、文言の問題だが、応募要件のグループにおける場合の事業所の範囲について、市内に本店・本部を有する団体が構成されていることとあるが、すべての団体が市内に本店・本部を有するということか。それとも含むということか。

(施設所管課)

グループの場合は、構成する団体すべてが市内に本店・本部を有する場合と、市内に本店・本部を有する団体と支店を有する団体が構成される場合の両方が対象となるイメージである。

(委員)

現指定管理期間の実績について、貸出冊数の制限廃止を理由にするべきではないだろう。指定管理者制度を導入してから貸出冊数の制限がなくなったことにより、利用者が一度に多く借りていくため、来る回数が減ったということか。

(施設所管課)

以前は多く借りるために例えば親子の2枚のカードで借りていたため、貸出者数を2名としていたが、今は一人で必要な分を借りることができる。

(委員)

新型コロナウイルス感染症の影響もあるが、1人当たりの貸出冊数は4冊前後で推移しており、貸出者数の減少は貸出冊数の制限廃止や駐車場の問題ではないと思われる。弘前図書館の本を求めている人が駐車場の有料を理由にヒロロや岩木図書館に流れているというのは根拠が不確かである。

社会のリモート化が進み、小売りも売れていない時代になってきている。施設の存在価値がなくなっている中、ありようを

変えていく必要があるだろう。平均値ではなく、ビジネスプラン的な発想で今後の展開を踏まえた目標値を落とし込んでいかないと、施設のありようは変わらないだろう。

弘前図書館の優位性は空間の提供と考えているが、本を借りるという行為に関する評価以外で、来場者数といった実績により、市民への空間の提供といった図書館自体のありようを変える提案とするため、募集に反映すべきだろう。当施設は公募だが、専門性が高く、普通の事業はできない施設である。指定管理者に求めていかなければ本が置いておくだけの空間になって、来場者は減っていくだろう。図書館だけではなく、他の施設においても同様にそのような視点で考えてほしい。

現状の指定管理者は一部大きい専門企業だが、地元企業も参加している。全国規模のノウハウも大事だが、地元企業が地元民のための施設としての取り組みを求めていくべきだろう。中央のノウハウと地元の情熱を組み合わせる企業プラン的なものを提案した応募の仕方としてほしい。

(委員)

来館者の実績はどうやって計測しているのか。

(施設所管課)

指定管理者が北口、南口の赤外線センサーでカウントしている。

(委員)

目標値は平成 29 年度から直近 4 年間の平均値か。

(施設所管課)

平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間の実績の平均値である。

(委員)

令和 2 年度はあえて外したのか。

(施設所管課)

算定の際に令和 2 年度の実績が確定していなかったことと、前回は平成 25 年度から 27 年度の 3 年間の平均値により算出している。また、令和 2 年度の実績はコロナの影響もあって入れていない。

(委員)

目標値の算定に新型コロナウイルス感染症の影響は少ないということか。

(施設所管課)

令和元年度の影響は多少ある。

(委員)

指定管理者の提案で貸出冊数の制限廃止をしているが、利便性の向上としてよい取り組みである。次はどのような指定管理者となるか未定だが、利用者数を増やすために貸出冊数の制限を復活させるのは利便性の観点からはよくない。指定管理者の考えによって変わらないよう、市の方から継続して行うようにしてほしい。

(議長)

成果指標の設定について指摘・意見があったが、今の設定のままでは問題があるのでは。

(委員)

目標値として数値を設定する必要があるので、別に成果指標をいくつか設けるべきだろう。定性的になってしまうかもしれないが、適した評価指標をいれていく必要がある。

(委員)

来館者数を目標値とする考えもある。

(施設所管課)

来館者数を施設個別の指標としているが、弘前図書館、岩木図書館、駅前分室こども絵本の森は来館者数を確認できるので加えていきたい。

(委員)

可能なら滞在時間は。

(施設所管課)

滞在時間に関しては、今は新型コロナウイルス感染症の影響により時間制限していることと、時間を計測することはシステムの的にも難しいため、現状で把握できる方法で検討していきたい。

現状の指定管理者は、読むこと以外のイベントも多く行っている。最近であれば、リレー方式で小説を作る、図書館で音楽の演奏など、読むだけでなく来館するようなイベントも実施しており、来館者数を目標値として入れていきたい。

なお、来館者数のデータは平成 29 年度以降しかないため、指定管理者制度導入以前のデータがないので、制度を導入した効果はわからない。

(委員)

平成 29 年度以前のデータは時代も違うので不要だろう。時代が変わる中で新型コロナウイルス感染症を踏まえた数値目標の設定は難しいと考える。しかし、新型コロナウイルス感染症の制限の中で管理運営するので大変だが、貸出冊数の制限廃止や

新型コロナウイルス感染症を理由にせず、生活様式が変わる中で、柔軟に対応できるような指定管理者を求めるべきだろう。

(議長)

目標値を工夫するよう、今の意見から附帯意見を付ける形でよろしいか。

<委員了承>

(議長)

次に、教育委員会から、鳴海要記念陶房館の選定方法等について説明をお願いします。

<施設所管部 説明>

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

指定管理期間を2年間にする理由として、2年間で何を行う予定か。

(施設所管課)

直営が良いのか指定管理者制度を継続するのが良いのか検討するため、指定管理期間を2年とした。令和2年度末に指定管理者制度の方が費用対効果がよいという結論となった。

しかし今回の指定管理者制度の更新は、岩木振興公社と遺族の方々と収入増に係る今後の方針について協議が進んでいないことから、2年間で協議をして方針を決めたいうえで、次の更新を迎える予定である。

(委員)

次回の更新はどうするのか。

(施設所管課)

2年後に方向性が定まれば他の施設と同様に指定管理期間を5年間として更新としたい。

(委員)

公募に切り替えて5年更新にするということか。

(施設所管課)

当施設の性質としては、鳴海要一個人を記念する施設であり、陶芸品の多くは遺族の所有物である。現在、指定管理を行っている岩木振興公社の職員は鳴海要の最後の作品を手伝った人物であり、遺族とも関係性は良好で信頼性は高い。

(委員)

2年間で何を協議するか具体的に教えてほしい。

(施設所管課)

遺族は広く一般市民にコストがかからない形で施設を使ってほしいと要望している。しかし施設維持にはコストがかかるため、収益を得る方法として、例えば条例改正による貸館の導入等を検討したうえで、地域のためとなる施設を構築していきたい。

(委員)

方向性を改める見込みがあって、2年間は現状のままで運営するが、検討が済んだのちに貸館等を含んで再度審議していくということか。

(施設所管課)

そのとおりである。

(委員)

当施設では窯は使えるのか。

(施設所管課)

鳴海要の窯があるが現時点では稼働していないため、陶芸教室を行った際も他の施設で焼いている。ただし、窯を使いたいというニーズもあり、窯を稼働するために法令関係への対応や排煙に対する周辺の地域住民へのワークショップを指定管理者と検討している。

(委員)

鳴海要の作品を模倣して市民が作れるという場所ではないのか。

(施設所管課)

現時点ではそのような施設ではない。

(委員)

費用や排煙の問題はあるが、問題が解決できれば窯を使用するのか。

(施設所管課)

最後の作品に関わった人が岩木振興公社に在籍しており、遺族の意向もあるが、他の陶芸家も窯を使ってみたいという声もある。どのようになるか未定だが、地元の津軽中学校も焼き物を行っており、焼き物に親しむ風土があるのでワークショップ等の実施、法令関係をクリアして窯を使っていきたいと考えている。

(委員)

遺族の意向はあるが、市としては窯を活用して鳴海要を伝承

	<p>していく建物としていく方向性か。</p> <p>(施設所管課) 伝承というより、陶芸に親しむ人を増やしていきたい。</p> <p>(委員) 技術を伝えるというより、陶芸の裾野を広げる位置づけで窯を活用できる施設にしていきたいということか。</p> <p>(施設所管課) そのとおりである。</p> <p>(委員) 展示室の入館者数に変動がみられるがどのような影響か。</p> <p>(施設所管課) 展示室の展示替えが行われれば変動する。故人であるため新規の展示は難しく、既存のものを取り替えつつ展示している。借りる場合も遺族との折衝があるため頻繁に展示替えは出来ない。</p> <p>しかし、令和2年度は鳴海要生誕100年を記念して展示したところ、入館者も増えた。今後も鳴海要に関係する展示や、博物館の展示と絡めて鳴海要をクローズアップする等により、見せ方を工夫して展示室の入館者数を増やしていきたい。</p> <p>(委員) 目標値設定の算出方法は。</p> <p>(施設所管課) 目標値の設定は更新の年度に合わせて、過去3年間の実績を平均して出している。</p> <p>(委員) 平均値を基にしているということだが、令和2年度の目標値が少ないが。</p> <p>(施設所管課) 令和2～3年度を指定管理期間とした更新のタイミングであり、過去3年間の平均値により算定しているため、低い値となっている。</p> <p>(委員) 令和2年度に利用者数が増えた理由は展示替えの結果か。</p> <p>(施設所管課) そのとおりである。</p> <p>(委員) アンケート等により市民ニーズを把握するとあるが、すでに実施しているのならば、こういった反映をしているのか。</p>
--	--

(施設所管課)

クーラーの設置要望に対して扇風機を設置するほか、窯を使いたいという要望や電動ろくろの数増加、販売を増やしてほしいといった意見に対して、可能なものは対応している。

(議長)

令和2年度における展示室の実績は増えている。生誕100周年では何を行ったのか。

(施設所管課)

中央公民館岩木館で記念講演会を開催した。また、広報等を通じて鳴海要の情報収集や、生誕100周年に合わせて展示を行った。そのほかアルバムや下絵、はがき等といった陶芸以外の資料展示も行った。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響もあって資料展示の集客は少なかったが、記念の年でPRを図ればマスコミに取り上げられる機会も多く、集客が図れた。

(議長)

そういった取り組みを続ければ集客は図れるということか。

(施設所管課)

そのとおりである。立地としてもバス停の前にあるので、津軽フリーパスへの掲載、公共交通機関が使えるので修学旅行生の取り込み等、幅広く集客を図っていきたい。

(委員)

新型コロナウイルス感染症の中で集客が図れているのでポテンシャルはある。

(施設所管課)

ただし、故人であるため新作が出来ない。展示のため情報収集を行ったが、新たな作品はなかった。遺族から鳴海要の作品を借りて展示している。

(議長)

違う陶芸家の作品を展示することもあるのか。

(施設所管課)

鳴海要の師匠の陶器も展示しているが、そのほかの陶芸家の展示はしたことはない。ギャラリーでは写真展等を開催しており、岩木地区の地域おこし協力隊と連動して取り組みを検討しており、様々な取り組みを行っていきたい。

(議長)

他に質問等がなければ、鳴海要記念陶房館の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当であるとしてよろしいか。

<委員了承>

(議長)

次に、教育委員会から、旧藤田家住宅の選定方法等について説明をお願いします。

<施設所管部 説明>

(委員)

実績をみれば効果が出ており、努力していることが感じられる。また、ポテンシャルが高いのか活用する余地があったのだろうか。入館者の市内外の実績はどのような状況か。

(施設所管課)

全体の2/3が市内、1/3が市外である。県内だと中学校の自主見学や弘前大学の関係者が訪れている。

(委員)

観光客が自主的に来ているわけではないのか。

(施設所管課)

観光客は斜陽館に寄った後に来場することもある。どちらかというと指定事業のイベントに来場する。

(委員)

指定管理者より市が行うべきと思うが、旧藤田家住宅とリンクして他の施設と併せてPRはしているか。

(施設所管課)

関連する施設として弘前大学の資料館、三鷹にある太宰が住んでいた家や斜陽館といった施設の紹介をすることで連携している。

(委員)

特に要請する事項として旧藤田家住宅の保護意識の高揚とあるが、旧来の建築財産をどのように保護していく、あるいは保護する意識を高めるということだろう。市内にある旧建築物と相互のリンクを図るといったものか。

(施設所管課)

偕行社とお互いに駐車場を貸したり、周知やパンフレットの案内により協力している。そのほか、市内の武家住宅等のパンフレットの配布等による案内、街歩きガイドマップにより施設の紹介を行っている。

(委員)

保護意識高揚を図る事業の提案は何をイメージしているの

か。

(施設所管課)

文化財課としては、文化財に親しんでいただき愛着を持ってもらいたいことから、旧藤田家住宅のみならず、すべての文化財施設で大前提として保護意識の高揚を掲げている。市が率先して文化財の保全と活用を図っているが、指定管理者にも同じような意識で一緒になって効果的な事業を考えてほしいということから要請している。

(委員)

マストではなく、考えてほしいということか。

(施設所管課)

文化財課としてはマストだが、文化財施設の指定管理をするならば同じ方向を向いてほしいということで考えている。

(委員)

他の文化財施設も同じ記載があるか。

(施設所管課)

基本的にある。

(委員)

自主事業の評価でグッズ以外の事業の検討とあるが何かあるのか。

(施設所管課)

物販のみでは入館者増には繋がらないため、物販以外にも入館者数を増やす取り組みを要請していきたい。

(委員)

物販は利用者増に繋がるかは別だが、満足度向上に繋がるのでよい取り組みである。入館者を増やすことについては指定管理者にも要請したいが、それ以上に市でも全体のコーディネートをしてほしい。

(委員)

Facebook 等による PR が功を奏しているだろう。また、偕行社がきれいになったことで相乗効果があると思う。

しかし、施設を設置した目的が弘前市の歴史や文化、市民の教養となっているが、指定管理者に要請することは文化財の保護を前提としつつ、物販等も行ってもらってほしいとなっており、軸がぶれている印象がある。方向性の統一を図って、ビジネスプランの軸を考えて定めていくべきだろう。また、斜陽館に行ったあとの案内等、ほかの観光施設との総合的な案内を行うべきだろう。

様々な事業を行っていることを確認しているが、これまでどのよ

	<p>うな事業を行ったのか。</p> <p>(施設所管課) ドラマリーディング、太宰治文学講座、昨年度と一昨年は行っていないが、おはなし会、朗読会を行っている。</p> <p>(委員) 周知の方法をコーディネートして、目につく方法を広げてほしい。</p> <p>(委員) 収支状況について、平成 29 年度から精算方式を導入しているが、収支額が少しずつ減っている。繰越金がだんだんと減っているのか。</p> <p>(施設所管課) 平成 28 年度までの前指定管理期間では精算方式を導入しておらず、余剰金の貯蓄により繰越金があった。現指定管理期間からは指定管理料の余剰金を毎年度返還してもらっており、人件費や事務用品、印刷製本費の削減等により余剰金を出している。</p> <p>(委員) 平成 29 年度以降は精算方式を導入したが、余剰金はあるのか。</p> <p>(施設所管課) 多少なり余剰金が発生し精算している。</p> <p>(議長) 他に質問等がなければ、旧藤田家住宅の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当であるとしてよろしいか。</p> <p><委員了承></p> <p>(議長) 今後の予定について事務局から説明をお願いします。</p> <p><事務局から今後の予定について説明></p> <p>(議長) 質問がなければこれで案件審議を終了する。</p>
その他必要事項	会議は非公開である。